

## 第2回姫路市職員倫理審査会 次第

日時：平成27年3月25日（水）

14：00～

場所：姫路市役所北別館3階 研修室

- 1 開会
- 2 姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例及び規則の一部改正について
- 3 職員倫理に関する本市の現状について
- 4 意見交換
- 5 連絡事項
- 6 閉会

## 姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例及び規則の改正について

## 1 姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例の一部を改正する条例について

## (1) 改正の理由

教育長は、一般職に属する職員として、姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例の対象とされているが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育長は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとされたことに伴い、その位置付けが一般職から特別職に変わることから、本条例の対象となる職員の定義を改正し、引き続き教育長を本条例の対象としようとするもの

## (2) 改正の概要

本条例の対象となる職員に、特別職である「教育長」を加える。(第2条第2号関係)

## ※「職員」の定義

## 【現 行】

常勤の監査委員、水道事業管理者、及び一般職に属する職員(※教育長を含む。)

## 【改正後】

常勤の監査委員、水道事業管理者、教育長及び一般職に属する職員

## (3) 施行期日等

## ア 施行期日

平成27年4月1日

## イ 経過措置

現在の本市の教育長は、一般職に属する職員に該当することから、その在職期間にあっては、現行の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の規定は適用しない。

## 2 姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する規則の一部を改正する規則について

## (1) 改正の理由

本規則が引用する「姫路市行政手続条例」が改正されることに伴い、同条例に号ずれが発生するため、その引用条文を改めようとするもの

## (2) 改正の概要

文言の定義のため引用している姫路市行政手続条例の引用条項を改めるほか、行政手続条例の表記に併せて文言の表記を改める。(第3条関係)

## (3) 施行期日

平成27年4月1日(姫路市行政手続条例の一部を改正する条例の施行日)

## 職員倫理に関する本市の現状（平成 27 年 3 月現在の状況）

## 1 職員倫理に関する職員からの照会状況

## 【問い合わせのあったものの概要】

- ① 規則第 4 条第 1 項第 1 号（金銭、物品又は不動産の贈与を受けないこと。）に関するもの
  - ・ 利害関係者に該当する者から社名入りカレンダーを受領することの可否
- ② 規則第 4 条第 1 項第 7 号（供応接待を受けないこと。）に関するもの
  - ・ 関係団体等の会議に出席した際に、昼食として弁当等の支給を受けること可否
  - ・ 市内に所在する企業で組織する団体（団体そのものは利害関係者に該当しないが当該団体の構成員の多くが利害関係者に該当する。）が主催する懇親会に、招待を受けた者として、費用を負担することなく出席することの可否
- ③ 規則第 4 条第 1 項第 8 号（遊技、ゴルフ又は旅行を共にしないこと。）に関するもの
  - ・ 市内に所在する企業で組織する団体（団体そのものは利害関係者に該当しないが当該団体の構成員の多くが利害関係者に該当する。）が主催するゴルフコンペに、一参加者として、費用を負担して参加することの可否
- ④ 規則第 4 条第 2 項（職務上の必要性があると認められる場合の例外）に関するもの
  - ・ 職務として会議後に開催される懇親会等に参加することの可否

## 2 不当要求行為等に関する状況

- (1) 行政課不当要求行為対策担当への相談件数（速報値）
  - ア 平成 26 年度
    - 64 件
  - イ 姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例施行日（平成 26 年 7 月 1 日）以後のもの
    - 42 件
- (2) (1)イのうち、不当要求行為に該当するもの
  - 4 件（詳細は、資料 2-2 のとおり）
- (3) (1)イのうち、不当要求行為に該当するおそれのあると思われるもの（今後の経緯によっては、不当要求行為に該当すると思われるもの）
  - 15 件

## 【内訳】

- ① 暴行、脅迫又は大声若しくは威圧的言動等の社会的相当性を逸脱した言動を伴う行為（条例第 2 条第 4 号ア）に分類されるもの
  - 10 件（暴行 1 件、脅迫的言動を伴ったもの 7 件、大声を伴ったもの 2 件）
- ② 正当な理由なく面会を強要する行為（条例第 2 条第 4 号イ）に分類されるもの
  - 3 件
- ③ 職員の事務事業の遂行に支障を生じさせる行為（条例第 2 条第 4 号エ）に分類されるもの
  - 2 件

## 条例に基づく不当要求行為等の報告状況について

平成 27 年 3 月

## 1 不当要求行為等の件数

4 件

## 2 不当要求行為等の概要

No.	対応日時	行為者	行為の概要	対応した所属
1	(1)H26.9.22 (2)H26.11.4	市内在住 男性	(1) 行為者から親族の所在の問い合わせがあったため、職員が応答を拒否したところ、行為者が職員に暴言を吐いた。また、職員の対応に言いがかりをつけ、挑発行為や脅しをとれる発言（「いつかやったる」など）をした。 (2) 行為者が「覚えとけ」などと電話してきた後、事務所近隣の公園で待ち伏せしていた。	出先機関
2	H26.10.30	市内在住 男性	救急搬送の要請者である行為者が、職員 3 名の左頬、手首、腹部等をそれぞれ手拳で殴打した。(公務執行妨害罪の容疑で現行犯逮捕)	消防局
3	(1)H26.11.7 (2)H26.11.14 (3)H26.11.21 (4)H26.11.26	市内在住 男性	(1) 行為者が、廃棄し、不存在であると回答した書類の開示を繰り返し求めるとともに、手帳交付に係る診断書の作成を関係機関に働きかけるよう 1 時間以上繰り返し要求した。 (2) 職員に対し、疾病に感染していることへの同意、検査結果が陰性であることの職員名での証明を繰り返し要求した。 (3)及び(4) (1)と同内容の要求を大声で繰り返し行った。	本庁窓口
4	H26.12.19	市内在住 男性	救急搬送要請をした傷病者の知人である行為者が、職員に暴言を吐いたほか、職員に掴みかかる等の暴行を加えた。(公務執行妨害罪の容疑で現行犯逮捕)	消防局

## 平成26年度に実施した職員の倫理と公正な職務の確保のための施策について

### 1 職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例及び規則の周知徹底について

#### (1) 情報の提供

- ・ 条例及び規則の運用マニュアルを全職員に配布
- ・ 具体的な事案を想定した質疑応答集を作成し、庁内LANに掲載

#### (2) 各種研修の実施

管理職員を始めとする階層別研修及び所属内研修等を実施

### 2 グループミーティングの実施状況について

- ・ 本市では、各所属において、課長補佐級以下の職員が5～10名程度のグループを組み、職員不祥事の事例や、自分の所属や他の職場で起こりうる問題（例：現金取扱の不備、情報漏えいなど）を想定し、これらの問題を発生させないようにするための方策を検討し、提案する取組を実施している。
- ・ 平成26年度は、条例及び規則の施行にあわせ、主に利害関係者との間における遵守事項に関するテーマ（私的な関係のある利害関係者との交際に関する具体的事例について検討を求めるものなど）について、7月、8月及び9月にそれぞれ実施した。

### 3 コンプライアンス推進員・倫理監督者会議の実施状況について

- ・ コンプライアンス推進員は、職員のコンプライアンス（法令遵守）の確保のため、各職場での取組に加え、市の組織が一体となって取り組む事項について、服務指導等の推進に従事している。また、倫理監督者は、条例及び規則の定めるところにより、職員の倫理の保持及び公正な職務の確保に関し、必要な指導及び助言を行うとともに、任命権者を助け、服務規律の維持に努めることとしている。
- ・ 平成26年度は、各局庶務担当部長（計21名）が指名されており、各局内における会議等を通じて、服務規律及びコンプライアンス確保のための啓発・指導の徹底に取り組んでいる。
- ・ 平成26年度は、会議を4月、5月、6月、10月及び2月の5回開催し、職員の倫理や不当要求行為等の現状について情報提供を実施した。

### 4 庁舎管理規則の改正について

関係課と協議し、出先機関等において不当要求行為者に対し退去命令を行う庁舎の管理責任者を明確化するため、姫路市庁舎管理規則を改正することとした。

### 5 不当要求行為者対応用カメラの設置について

関係課と協議し、不当要求行為者対応用カメラ2台を新たに設置した。